

出張報告書



令和 5 年 8 月 3 日

尼崎市議会議長 様

会派名 青雲の会
 代表者氏名 岸田光広
 出張者氏名 西藤彰子

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和 5 年 7 月 3 日から令和 5 年 7 月 5 日まで

2 結果の概要

用務先 滋賀県大津市	報告事項（この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付） 令和5年度 市町村議会研修3日間コース 「社会保障・社会福祉」
---------------	--

添付書類

出張報告書

備考

3 届出事項の変更等 なし あり (内容は裏面に記載)

旅費の精算

精算額は、令和 5 年 6 月 13 日届け出た額 (7,380 円) と同一額である。

届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支 出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

市区町村名	尼崎市	氏名	西藤彰子
-------	-----	----	------

1 貴自治体の人口等についてご記入ください （推計は把握できる範囲でご記入ください。）

※将来推計人口について

将来推計人口構造は、国立社会保障・人口問題研究所HPを参考に記載してください。

<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson18/3kekka/Municipalities.asp>

	令和4(2022)年度末（実績）	令和7(2025)年度（推計）	令和22(2040)年度（推計）
総人口	458,313 人	458,211 人	425,844 人
65歳以上の人ロ	125,871 人	125,242 人	131,609 人
《高齢化率》	27.5%	27.3%	30.9%
75歳以上の人ロ	71,072 人	76,633 人	66,322 人
《後期高齢者の割合》	15.5%	16.7%	15.6%
要介護認定者総数	30,608 人	32,245 人	32,541 人
要介護3以上の認定者数	10,171 人	10,413 人	11,129 人

※「要介護認定者総数」及び「介護3以上の認定者数」の令和7年度・令和22年度の欄は、データがある項目の入力のみで構いません。

2 高齢者の医療と介護に関して、貴自治体での主な取組や課題であると考える事項を記載してください。

取組	(医療) 兵庫県後期高齢者医療広域連合との役割分担に基づき、連携・協力して円滑な制度運営に取り組んでいる。(介護) 高齢者がいつまでも元気で過ごせるよう、介護予防の取組みの推進、介護が必要になっても安心して暮らせるよう、介護サービス基盤の整備に取り組んでいる。
課題	(医療) 後期高齢者医療の安定的な運営 (介護) 高齢化率が高まっていくことから、安定的な介護保健制度を維持していく必要があるとともに、地域包括ケアシステムの深化を進めていく必要がある。

3 若者の孤独・孤立に関して、貴自治体での主な取組や課題であると考える事項について記載してください。

取組	ユースワークの取組の推進（子ども・若者応援補助金・ユース世代の活動や子ども、若者の育成支援に取り組む団体の活動を支援する補助制度を運営する。ユース交流センター・サテライト事業・ユースワークの視点を取り入れた事業を実施する・子どもの居場所推進事業・食事の提供、学習支援、遊びを通じて継続的に安心して過ごせる居場所が広がるよう、今年度より補助金制度を創設）
課題	事業周知を図り、ユース世代の意見を審査に反映させる仕組み作りが必要。若者が活動を通じてつながりが生まれ、必要な支援を行う仕組み作りが必要。

4 子どもへの虐待に関して、貴自治体での主な取組や課題であると考える事項について記載してください。

取組	令和元年10月に子ども家庭総合支援拠点である、子どもの育ち支援センター「いくしあ」を設置し、保健・福祉・教育が連携しながら、切れ目のない支援を進めており、その中で児童虐待の未然防止や適切な支援に取り組んでいる。令和8年度に本市児童相談所設置に向けて、施設整備、組織体制の検討、人材確保、人材育成等の各種取組を進めている。
課題	要保護児童対策地域協議会での虐待に係る相談件数が年々増加している。

5 生活困窮者に関して、貴自治体での主な取組や課題であると考える事項について記載してください。

取組	対象者を限定しない、気軽に相談できる窓口「しごと・くらしサポートセンター尼崎」を設置。相談者の希望に応じて家庭訪問や関係機関の窓口まで同行している。就労、住居確保給付金等の支援。
課題	早期把握に取り組んでいるものの、地域の中で困窮者の把握は行政だけでは困難である。相談支援員の増員等、相談体制の充実。

6 設問2～5及び地域共生社会関連について、貴自治体の議会でとくに議論されている内容があれば記載してください。

内容	高齢者や障がいのある人等の中で、災害時に自ら避難することが困難な人の「自助」「共助」による避難支援体制の構築について。
----	---

出張調査報告書

作成者： 青雲の会 西ふじあき子

令和5年度 市町村議会議員研修3日間コース 【社会保障・社会福祉】

日時：令和5年7月3日（月）～5日（火）

視察先：大津市 全国市町村国際文化研修所 JIAM

「将来の社会保障の姿を考える」 一般社団法人未来研究所 代表理事 香取照幸 氏
人口問題、地域の現状や課題を明らかにし、持続可能な社会保障政策に向けた自治体の役割について。

2035年には85歳以上の高齢者が1,000万人を超える。

85歳を超えると要介護者は5割になり、4割は認知症となる。

外来は減少し、訪問診察が増える。

<結論>①医療と介護の一体化→地域包括ケアネットワーク

②在宅医療の強化→かかりつけ医機能の強化、開業医とそれを支える地域密着病院→地域医療構想と地域包括ケアは両輪。

・人口減少

①日常生活に必要な生活関連サービス（小売業・飲食業・医療福祉・娯楽）の縮小
後背地人口

②税収減による行政サービス水準の低下

2015年に新・総合事業がスタートし、65歳

「コロナ禍で顕在化した若者の孤立・孤独」

特定非営利活動法人あなたのいばしょ 理事長大空幸星 氏

新型コロナウィルス感染症が蔓延したことにより、若者の孤独、孤立についての支援を自治体でどのように行うのか。

大学3年時にNPOを立ち上げ、24時間365日のチャット相談を設立。相談が一番多い時間帯夜10時から朝方の為、時差を使って24時間対応、26か国に相談員がいる。

「介護保険と地域包括ケアにおける市町村の役割」 株ニッセイ基礎研究所 三原 岳 氏

要介護リスクをカバーする仕組みとしての介護保険制度ができて20年。

地域包括ケアが論じられる中で地域の自主性が求められ、行政、専門職、民間企業が連携する事例について。

・最近、多く見掛ける言葉→医療、介護の領域では「地域の実情」「横展開が重要」という言葉が頻繁に使われている。

・介護保険を巡る 2 つの不足「財源不足」「人材不足」

「財源不足」介護保険の費用は 20 年間で約 3 倍に、月額平均保険料は 6,000 円を突破し、保険料のこれ以上の大幅な引き上げは難しい。

「人材不足」介護現場は慢性的な人手不足の状態にあり、2025 年時点 32 万人が不足と推定される。厚生労働省として介護職員の待遇改善、外国人労働者、ボランティアの拡大、文書量削減、ICT やロボットの活用等に取組んでおり、2021 年度報酬改定でも人員・施設基準の見直し等が図られた。保育士、幼稚園教諭、介護・障害福祉職員の給与を月額 9,000 円引き上げられた。

最近の制度改正は、「自立支援」という介護予防に力点が置かれている。

要介護リスクをカバーする仕組みとして介護保制度が出来た。

認知症が増加

行政、住民、民間企業、専門職が連携する事例として地域包括ケアが地域の自主性が求められる。

「子ども虐待への対応」

山梨県立大学人間福祉学部 特任教授 西澤哲 氏

子ども虐待の社会的背景や実態、関係機関の連携、虐待から子どもたちを守る為の支援策等について。

・社会発展によって必然的に生じる「社会問題」

・家族、家庭の養育機能の低下の現れ→虐待へ。

・現在の子ども家庭福祉の根本的問題：虐待が深刻になるまで「見守る」という姿勢が虐待臨床を破綻せる。

・子ども虐待には 4 分類（身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待）

　虐待 4 分類のうち、最多が心理的虐待 50%

・虐待通告件数の増加→虐待問題の社会资本の投入の必要性

・妊娠先行結婚の離婚率の高さ：50～70%が 3～5 年で離婚

・母子家庭の増加：1990 年 80 万世帯→2010 年 140 万世帯・若年母子家庭の増加

・一時保護 通告件数約 20 万件 > 一時保護件数約 4 万 8 千件 > 施設等入所数 4,500 人（分離養育）

重症例でも在宅支援：児童相談所と要保護児童対策地域協議会の対立

「生活困窮者の実態と支援策－社会保障・社会福祉のあり方を考える－」

大阪公立大学大学院生活科学研究所 垣田裕介 教授

新型コロナウィルス感染症の影響より、生活困窮者へのより一層の支援の強化が求められており、市町村に求められる包括的な支援体制のあり方等について。

生活困窮は多様な側面を持っている。

① 困っているのはお金だけとは限らない。（ギャンブル、アルコール、知的障がいく計画的に計算

ができない>

- ② 子どもの貧困だけを切り取ることはできない。（親を含めて世帯も貧困）
- ③ 社会孤立という生活困窮状態（孤独と孤立は違う。SOS相談等予防政策が必要）

- ・生活困窮者への相談支援の重要性

現金の給付ではなく、貸付、給付や相談支援を提供しつつ、人が支える、寄り添う<人対人>が求められる。

- ・包括的な支援を個別的にコーディネートして継続的に提供する<伴走型支援>の枠組みと機能メニューを揃えているが本人は複合的に抱えていて選択して使うのではなく、伴走して仕組みを使う。病院に付き添う、仕事に繋いだ後もサポートを提供、必要に応じて相談支援をする。

- ・安易に「地域」と語らない。地域で守る・・地域の誰が何をどこまでするのか。

「地域共生社会の実現に向けて」

日本福祉大学大学院社会福祉学研究科 特任教授 平野隆之 氏

地域課題が複雑化する中、人口減少等により誰もが自分らしく暮らしてうために地域共生社会の実現が求められている。

包括的支援体制の構築や地域福祉計画の策定等、地域共生社会の実現に向けた考え方と市町村求められる役割について。

意見交換

下記地方議員とグループワークを行う

東京都板橋区	人口約 57 万人・高齢化率 23, 1%
神奈川県藤沢市	人口約 44, 5 万人・高齢化率 24, 4%
愛知県豊田市	人口約 41, 7 万人・高齢化率 24, 3
埼玉県春日部市	人口約 23, 2 万人・高齢化率 31, 3%
本市	人口約 45, 8 万人・高齢化率 27, 5%

以下をまとめて、東京都板橋区の取組みを例にグループとして発表した。

【生活困窮の方への支援】

困ったときにどこに連絡すればいいのか分からぬ→何でも相談窓口。

「社会保障について」

高校生になったら学ぶ。実態は学校によって違う。中退したら知らないまま。→学び直し、編入できる公立高校あり。

「生活保護について」

- ・義務教育のうちに困った時にどこに連絡すればいいのかを教えるべきではないか。

高校生で学ぶが中退したら知らないまま。

- ・大学生は生活保護は受給出来ない。

1日の支給額の違い、現物支給等、日本中同じではなくご当地ルールがある。

国 3/4・自治体 1/4 負担

- ・生活保護は権利であり、社会保障の基本の教育、権利の教育

- ・全世代のケアラーフォロー教育（ケアリーバー応援等）、人権教育、子どもの権利

- ・自治体と民間（社協、NPO、企業、個人）との連携

- ・子ども食堂等の担い手不足解消のためのコミュニティ拡大、ボランティアポイントや地域参加ポイント制度で継続